

第12回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和6年11月28日

閉 会 中

場所 議会運営委員会室

第 12 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和6年11月28日(木曜日)

午前9時55分開議

午前10時13分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出議案(第1号～第33号)について
- 2 開会日(11月29日)の議事次第及び質問予定者について
- 3 オンライン委員会開催要件等の見直しについて
- 4 オンラインによる委員会の運営についての一部改正について
- 5 議会における服装の取扱いについて
- 6 その他

出席委員(12人)

委員長	内 野 幸 喜
副委員長	緒 方 勇 二
委員	前 川 收
委員	藤 川 隆 夫
委員	城 下 広 作
委員	松 田 三 郎
委員	吉 永 和 世
委員	池 田 和 貴
委員	溝 口 幸 治
委員	坂 田 孝 志
委員	西 聖 一
委員	湊 上 陽 一

欠席委員(なし)

議長 山 口 裕

委員外議員(1人)

副議長 高 木 健 次

執行部出席者

総務部長	小 金 丸 健
総務部政策審議監	坂 野 定 則
財政課長	元 田 啓 介

審議員兼財政課課長補佐 塚 本 健

審議員兼財政課課長補佐 林 田 昭 広

事務局職員出席者

議会事務局長 波 村 多 門

議会事務局次長

兼総務課長 本 田 敦 美

議事課長 富 田 博 英

政務調査課長 板 橋 徳 明

審議員兼総務課課長補佐 濱 田 浩 史

議事課課長補佐 岡 部 康 夫

政務調査課課長補佐 小 崎 博 文

総務課課長補佐 岩 下 洋 之

議事課主幹 荒 木 洋

議事課主幹 須 田 恵美子

議事課主幹 太 田 弘 巳

午前9時55分開議

○内野幸喜委員長 ただいまから第12回議会運営委員会を開会いたします。

議題に入ります前に、議長から発言の申出がっておりますので、御発言をお願いいたします。

○山口裕議長 故三笠宮崇仁親王妃殿下百合子様におかれましては、去る11月15日に薨去されました。誠に哀惜の念に堪えません。

つきましては、明日の本会議の議事に先立ち、私のほうから哀悼の意を表させていただきます。議会運営委員会の御了承をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 それでは、本会議の議事に先立つ哀悼の意につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、議題に入ります。

初めに、議題1、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いします。

○小金丸総務部長 総務部小金丸です。よろしくお願いします。

資料1の目録に沿って、本定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

第1号から第5号までは、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算、第6号は、10月に専決した一般会計補正予算の報告及び承認でございます。

今回提案する補正予算の一般会計については、60億1,700万円の増額補正となり、補正後の予算額は、8,688億3,000万円となります。

第7号から第15号までは、条例関係でございます。

主なものとして、第7号は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請及び届出等の受付に関する事務等を市町村に権限移譲すること等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

第9号は、旅券法施行令の一部改正等に伴い、一般旅券の発給手数料の改定など、関係規定を整備するものでございます。

第11号、第12号は、それぞれ令和7年度以降も当該税を継続するに当たり、令和11年度をめどにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定するものでございます。

第15号は、八代港国際旅客船拠点であるくまモンポート八代の指定管理者に、施設の利用に係る料金を収受させることができるよう関係規定を整備するものでございます。

第16号からは工事関係でございます。

第16号は、宇土市の松原排水機場における

防塵機設備製作据付け工事の新規契約、第17号は、大切畑ダム工事の変更契約、第18号は、都市計画道路南部幹線の橋梁下部工の新規契約、第19号は、第一高校長寿命化改修の変更契約でございます。

次に、計画関係の議案でございます。

第20号は、県政運営の基本となるくまもと新時代共創基本方針の策定についてお諮りするものでございます。

次に、その他の議案でございます。

第21号は、令和7年度における宝くじ販売額の範囲を決定するものでございます。

第22号は、川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止について、国土交通大臣に対し異議がない旨の回答を行うものでございます。

第23号から第25号までは、指定管理者の指定でございます。

2ページをお願いいたします。

第26号から第33号までは、専決処分の報告及び承認でございます。

第26号及び第27号は、それぞれ県が賃借していたレンタカーの破損に係る、第28号から第32号までは、道路管理瑕疵に係る和解及び賠償額の決定でございます。

第33号は、宇城警察署における電気設備改修工事の追加工事代金負担額決定に係る和解でございます。

最後に、報告事項でございます。

いずれも専決処分の報告で、報告第1号及び第4号は、職員による交通事故、報告第2号は、熊本工業高校の実習棟改築工事の変更契約、報告第3号は、県営住宅の明渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求に係る訴えの提起でございます。

以上、本定例会には、議決案件33件と報告事項4件を提出いたします。

なお、今会期中には、条例及び補正予算、人事案件についても追加提案させていただく予定でございます。あわせて、よろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題2を御覧ください。

開会宣告、開議の後、議事に入ります前に、先ほど議長からお話がありましたとおり、議長から哀悼の意が表されます。

次に、議長諸般の報告がございます。

次に、去る9月定例会において任命同意となりました田口教育委員会委員、さきの人事異動で就任されました倉光観光文化部長及び辻井食のみやこ推進局長の就任挨拶がございます。

次に、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達がございます。

なお、自治功労者表彰を受けられるのは、在職25年以上の岩中議員、藤川議員、松田議員、鎌田議員でございます。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、岩本議員、松村議員、前田憲秀議員の予定でございます。

次に、11月29日から12月17日までの19日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第33号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がござ

います。

なお、議案第8号及び第10号につきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が開会日、明日29日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

12月4日から6日まで及び9日は、一般質問でございます。

4日は、自由民主党松田議員、立憲民主連合幸村議員、公明党本田議員、5日は、参政党高井議員、無所属住永議員、自由民主党岩本議員、6日は、自由民主党斎藤議員、立憲民主連合西議員、自由民主党西村議員、9日は、自由民主党荒川議員、自由民主党西山議員という順でございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、オンライン委員会開催要件等の見直しについてお諮りいたします。

本件については、私から事務局に調査検討を指示し、去る10月28日に開催されました第3回議会運営委員会理事会で御承認いただきましたので、その内容について改めて御説明するものでございます。

それでは、具体的な内容について、議事課

長から説明をお願いします。

○富田議事課長 それでは、資料3を御覧ください。

まず、1の現状についてですが、本県では令和2年に委員会条例等を改正し、オンライン委員会開催の要件については、①から③までに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延その他の事情があり、委員会の定足数を満たさなくなるおそれがあると認められるときに、常任、特別委員会にあっては委員長が議会運営委員会に諮って、議会運営委員会にあっては委員長が議長に諮って決定することとなっております。

しかしながら、それから4年が経過し、実際の運用を考えた場合、その他の事情の範囲について、議員個人のやむを得ない事由まで含めるか議論されてないこと、実質的に数名のみではオンラインでの出席ができないこと、また、開催手続に時間を要することなどの課題もあるのではないかと考えております。

つきましては、こうした課題や他の都道府県の状況等を踏まえまして、今後のさらなる議員活動の活性化等の観点から、2の下段に記載しております方向性のとおり見直すこととしてはいかがかと考えております。

具体的には、その他の事情については、大規模災害など従来の個人の責めに帰すことができない事由のほか、会議規則に規定しております欠席の事由に該当する場合など、やむを得ない事由について認めることとし、その都度委員長が議長に諮って判断する。

また、定足数の要件を撤廃し、オンライン委員会の開催決定は、委員長が議長に諮って決定することとしてはいかがかと考えております。

なお、オンライン委員会の開催要件の見直しを実施するためには、別途議長が定める規程の一部改正が必要となりますが、この見直

し案を御承認いただけましたら、後ほど次の議題で改めて説明させていただきたいと思います。

また、理事会におきましては、やむを得ない事由については、議員のコンセンサスが得られるような事由であることが必要であり、厳しくチェックすべき、また、服装についても、実際に出席する場合と同様とするなど、適切な服装とすべきとの御意見がございましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員 ちょっと確認で。

令和2年7月豪雨災害のときに、私がオンラインで出た会議は、あれは災害対策協議会——災対協はこれには関係ないということですよ。

○富田議事課長 はい。

○溝口幸治委員 分かりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質問はありませんか。——それでは、オンライン委員会開催要件等の見直しについては、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、オンラインによる委員会の運営についての一部改正についてお諮りいたします。

それでは、議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 オンラインによる委員会の運営についての一部改正について御説明いたします。

資料4をお願いいたします。

まず、改正の理由でございます。

この定めは、オンライン委員会の開催要件や開催手続等について定めたものでございまして、先ほど議題3で御説明いたしましたオンライン委員会の開催要件等の見直しに伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、改正のポイントでございますが、1につきましては、オンライン委員会の開催要件の一つである定足数に係る要件を撤廃するもので、具体には、現行規定の「委員会の定足数を満たさなくなるおそれがあると認めるとき等」という文言を削除するものでございます。

2につきましては、オンライン委員会の開催決定方法等について変更するもので、具体には、現行規定の「常任委員会及び特別委員会にあっては委員長が議会運営委員長に諮って、議会運営委員会にあっては委員長が議長に諮って決定」という文言を、「委員長が議長に諮って決定」という文言に改正するものでございます。

具体の改正箇所は、新旧対照表のとおりでございます。

なお、今回の一部改正につきましては、本日お諮りした上で、議長の御決裁をいただきたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、オンラインによる委員会の運営についての一部改正については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、議会における服装の取扱い

についてお諮りいたします。

それでは、議事課長から説明をお願いいたします。

○富田議事課長 議会における服装の取扱いについて御説明いたします。

資料5をお願いいたします。

執行部においては、10月30日付の総務部長通知により、職員が働きやすい職場環境の整備の観点から、職員の服装の軽装化を通年で奨励することとされました。

本県議会においても、夏季における服装の取扱いについては、議会運営委員会申合せにより、毎年衆議院に準じた取扱いとしているところでございますが、執行部においては通年で服装が軽装化されましたので、この機会に改めて議会における服装の取扱い(案)についてお諮りするものでございます。

議員は、議会の品位を重んじなければならないという趣旨を踏まえ、これまでの取扱いを基本としつつ、以下のとおりとしてはいかがと考えております。

まず、本会議場及び委員会室を除く議会内における服装については、今回の執行部の改正の趣旨を踏まえ、通年で、上着、ネクタイを着用しないことを可とする。その際は、襟付シャツを着用するなど、議会の品位を損なわないような服装とし、ポロシャツ、Tシャツのようなものは不可とする。

本会議場及び委員会室においては、議員記章をつけた上着及びネクタイを着用することとする。

なお、執行部職員の服装についても、議員に準じた取扱いをお願いする。

次に、毎年度5月1日から10月31日までの夏季における議会内の服装については、地球温暖化防止対策等の観点から、上記の取扱いを基本としつつ、委員会室においてはネクタイを着用しないことを可とする。ただし、委員長の判断で上着を着用しないことも可とす

る。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について
質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、議会における
服装の取扱いについては、ただいまの説明の
とおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、その
ようにさせていただきます。

次に、議題6、その他に入りますが、委員
の皆様から何かありませんか。

○溝口幸治委員 今もう終わったので言うの
もあれですけども、議会内の服装につい
て、執行部は執行部でもネクタイはしなく
ていいですよとなつて、議場に入る方はい
うことは、それはそれで議会で決めるのでそ
れに従わないといけないんですが、やってみ
てですよ、職員の皆さんの意見もどっかで聴
かないかぬかなと思って。

結局ネクタイを——私たちはいいですよ、
決めればいいんだけど、職員の人は、一
方では、知事部局の方々はリラックスした服
装で、議会に来るとネクタイをということに
なってくると、後々ですよ、世代が変わつて
くると、議会にはあんまり異動したくないな
とか、そういうのもあるかもしれないので、
職員がネクタイをすることについての意見、
どっかで、まあ半年くらいたったりしたとき
に聴取をして、決めていっていいんじゃない
かなと。

ほかの議会聞くと結構——これは議会で決
めることなので、うちはネクタイなので、そ
れにとにかく言うことじゃないですけども、
ほか聞くと結構皆さんもう、そのプレ
ッシャーはなくなっていて気軽な服装で入れ

るという議会もあるというふうに聞いてます
ので、そのあたりは執行部の意見も聴きなが
ら対応したほうがいいのかなと思います。

○内野幸喜委員長 御意見として。

○溝口幸治委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかありませんか。——
ないようですので、これで質疑を終了いたし
ます。

次回の委員会は、一般質問最終日の12月9
日月曜日に開催いたします。

時間は、午前9時30分からでよろしいで
しょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさ
せていただきます。

これをもちまして、第12回議会運営委員会
を閉会いたします。

午前10時13分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

議会運営委員会委員長